



山形県公報

平成25年3月1日(金)

号 外(7)

目 次

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課)... 2
 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例.....(くらし安心課)...10
 山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例.....(健康福祉企画課)...11
 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例.....(同)...同
 山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....(雇用対策課)...同
 山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例.....(空港港湾課)...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (財政課)

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等の事務につき手数料を徴収することとした。(改正後の第2条第1項第423号の10及び第423号の11関係)

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (くらし安心課)

山形県消費者行政活性化基金の設置期間を平成26年12月31日まで延長することとした。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (健康福祉企画課)

市町村に対して交付する山形県国民健康保険調整交付金の額を算定するための割合を変更することとした。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (健康福祉企画課)

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成26年3月31日まで延長することとした。

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (県条例第5号) (雇用対策課)

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を平成27年3月31日まで延長することとした。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (県条例第6号) (空港港湾課)

1 新たに設置する移動式荷役機械の使用料及び新たに設置する天井クレーンを使用する場合における上屋の使用料を定めることとした。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第310号中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項第312号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改め、同項第423号の6の表の備考第2項を削り、同表の備考第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同表の備考第2項とし、同条第1項第423号の7の表の備考第2項を削り、同表の備考第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同表の備考第2項とし、同条第1項第423号の9の次に次の2号を加える。

(423)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基 づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対す る審査	低炭素建築物新築等計 画認定申請手数料 次の表の左欄に掲 げる区分に応じ、 それぞれ同表の右 欄に定める額
---	---

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(人の居住の用に供する部分(以下この号及び次号において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。)をいう。以下この号及び次号において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物(一戸建ての住宅を除く。以下この号及び次号において「複合建築物」という。)の住戸のみに係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住戸 この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 共用部分(当該申請に係る建築物のロビー、管理人室、集会室、屋内廊下、屋外廊下、機械室、電気室、屋内駐車場、廃棄物保管場所及び昇降機の昇降路をいう。以下この号及び次号において同じ。) この表の

	付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
八 人の居住の用に供する部分を有しない建築物に係る申請	この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
二 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住戸 この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 共用部分 この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ハ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

備考

- 1 申請に係る建築物の計画について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。
- 2 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟(1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分)につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

第423号の10の表の付表第1

区分	金額
----	----

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下この号及び次号において「登録建築物調査機関」という。)又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	5,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	10,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	16,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	27,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	46,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	82,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	129,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	163,000円
	戸数が300戸を超えるもの	174,000円
上記以外の場合	戸数が1戸のもの	35,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	70,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	99,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	139,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	199,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	286,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	387,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	507,000円
戸数が300戸を超えるもの	596,000円	

第423号の10の表の付表第2

区分	金額
----	----

登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	111,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	183,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	285,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	366,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	437,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	509,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の共用部分に係る床面積について算定する。		

第423号の10の表の付表第3

区分	金額

登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(次号において「指定確認検査機関」という。)であるものに限る。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	245,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	390,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	556,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	681,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	803,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	917,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

(423)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
イ 一戸建ての住宅に係る申請又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸のみに係る申請	この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

<p>□ 共同住宅等の建築物全体又は共同住宅等の建築物全体及び住戸に係る申請</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住戸 この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 共用部分 この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
<p>ハ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物に係る申請</p>	<p>この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
<p>ニ 複合建築物の建築物全体又は複合建築物の建築物全体及び住戸に係る申請</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (イ) 住戸 この表の付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ロ) 共用部分 この表の付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (ハ) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
<p>備考</p> <p>1 申請に係る建築物の計画について都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあつては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。</p> <p>2 前項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を必要とするものであるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、建築物1棟(1棟の建築物を2以上の部分に分けて構造計算を行っている場合は、一の部分)につき、第351号の2の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。</p>	

第423号の11の表の付表第1

区分	金額
----	----

登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	戸数が1戸のもの	3,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	5,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	8,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	14,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	23,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	41,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	65,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	82,000円
	戸数が300戸を超えるもの	87,000円
上記以外の場合	戸数が1戸のもの	18,000円
	戸数が1戸を超え5戸以内のもの	35,000円
	戸数が5戸を超え10戸以内のもの	50,000円
	戸数が10戸を超え25戸以内のもの	70,000円
	戸数が25戸を超え50戸以内のもの	100,000円
	戸数が50戸を超え100戸以内のもの	143,000円
	戸数が100戸を超え200戸以内のもの	194,000円
	戸数が200戸を超え300戸以内のもの	254,000円
	戸数が300戸を超えるもの	298,000円

第423号の11の表の付表第2

区分	金額
----	----

登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	92,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	143,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	183,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	255,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の共用部分に係る床面積について算定する。		

第423号の11の表の付表第3

区分	金額
----	----

登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関であるものに限る。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	14,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	195,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	278,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	341,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	402,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	459,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第2条第1項第423号の10及び第423号の11の規定は、この条例の施行の日後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項及び第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定の申請に係る手数料について適用する。

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県消費者行政活性化基金条例(平成21年2月県条例第3号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険調整交付金交付条例(平成17年10月県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第4項及び第5項の規定は、平成24年度分の山形県国民健康保険調整交付金から適用する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例(平成21年7月県条例第55号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成21年2月県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートス

ポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表軌道走行式荷役機械の項中「ガントリークレーン」を「コンテナクレーン」に改め、同表移動式荷役機械の項を次のように改める。

移動式荷役機械	リーチスタッカー 30分までごとに	3,160円			
---------	----------------------	--------	--	--	--

別表第1号イ酒田北港緑地、第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表上屋の項中

<p>「</p> <p>(1) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> <p>(2) くん蒸施設を使用する場合は、くん蒸する貨物1トン当たり137円を加算する(くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)。</p> <p>(3) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> <p>」</p>	を	<p>「</p> <p>(1) 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> <p>(2) くん蒸施設を使用する場合は、くん蒸する貨物1トン当たり137円を加算する(くん蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)。</p> <p>(3) 天井クレーンを使用する場合は、1時間までごとに4,680円を加算する。</p> <p>(4) 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p> <p>」</p>	に改める。
---	---	--	-------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。